

関西電力株式会社
高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査の
結果の案の取りまとめ
—使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等—

令和4年9月21日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。

- ・ 発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめの決定について付議
- ・ 原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の実施の決定について付議
- ・ 科学的・技術的意見の募集に関する原子力規制庁の方針を了承することについて諮る

2. 審査の結果の案の取りまとめ

令和元年6月14日に関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の8第1項の規定に基づき高浜発電所の重大事故等対処設備である使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等に係る発電用原子炉設置変更許可申請書(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)が提出された。また、令和4年5月13日、6月9日及び8月10日に、同社から同申請書の補正書が提出された。

本申請について審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめることを決定いただきたい。

3. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙2のとおり同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くことを決定いただきたい。

4. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴くことを決定いただきたい。

5. 科学的・技術的意見の募集（第〇案で委員会了承）（案）

高浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設については、新規規制基準適合性に係る発電用原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（平成28年2月25日から30日間）。今回の申請に係る審査書案を取りまとめるにあたっては、

（第1案）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

（第2案）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

6. 今後の予定

（第1案の場合）

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果並びに審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく本申請に対する許可処分の可否について判断をいただきたい。

（第2案の場合）

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく本申請に対する許可処分の可否について判断をいただきたい。

[附属資料一覧]

- 別紙1 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合（案）
添付 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号関連）（案）
- 別紙2 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取（案）
- 別紙3 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取（案）
- 参考1 高浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設の使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等に関する審査概要
- 参考2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抜粋）

関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合（案）

番 号
年 月 日
原子力規制委員会

2019年6月14日付け関原発第104号（2022年5月13日付け関原発第82号、2022年6月9日付け関原発第125号及び2022年8月10日付け関原発第333号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、1号及び2号発電用原子炉施設については平成28年4月20日付けで許可を受け

た方針を適用することに変更はないこと
から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）
本変更については、工事を伴わず、追加の資金の調達は発生しないと判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。
3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）
添付のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。
4. 法第43条の3の6第1項第3号
添付のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があると認められる。
5. 法第43条の3の6第1項第4号
添付のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。
6. 法第43条の3の6第1項第5号
本件申請については、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、法第43条の3の5第2項第11号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

(案)

関西電力株式会社
高浜発電所の
発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号及び2号発電用原子炉施
設の変更)に関する審査書
(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律第43条の3の6第1項第2号(技術
的能力に係るもの)、第3号及び第4号関連)

年 月 日

原子力規制委員会

目次

I	はじめに.....	1
II	変更の内容.....	2
III	発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力.....	3
IV	設計基準対象施設並びに重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力....	8
V	審査結果.....	12

I はじめに

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項に基づいて、関西電力株式会社（以下「申請者」という。）が原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）に提出した「高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）」（2019年6月14日申請、2022年5月13日、2022年6月9日及び2022年8月10日補正。以下「本申請」という。）の内容が、同条第2項の規定により準用する以下の規定に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定（発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。）のうち、技術的能力に係る規定
- (2) 同項第3号の規定（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。）
- (3) 同項第4号の規定（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。）

なお、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号の規定（発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。）、同項第2号の規定のうち経理的基礎に係る規定及び同項第5号の規定（第43条の3の5第2項第11号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。）に適合しているかどうかについての審査結果は、別途取りまとめる。

2. 判断基準及び審査方針

本審査では、以下の基準等に適合しているかどうかを確認した。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定のうち、技術的能力に係る規定に関する審査においては、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日原子力安全委員会決定。以下「技術的能力指針」という。）
- (2) 同項第3号の規定に関する審査においては、技術的能力指針及び実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原規技発

第 1306197 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「重大事故等防止技術的能力基準」という。）

- (3) 同項第 4 号の規定に関する審査においては、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 5 号。以下「設置許可基準規則」という。）及び実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306193 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。）

また、本審査においては、規制委員会が定めた以下のガイド等を参照するとともに、その他法令で定める基準、学協会規格等も参照した。

- (1) 実用発電用原子炉に係る使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド（原規技発第 13061916 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。）

3. 本審査書の構成

「Ⅱ 変更の内容」には、本申請における変更の内容を示した。

「Ⅲ 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力」には、本申請に係る技術的能力指針への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅳ 設計基準対象施設並びに重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力」には、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅴ 審査結果」には、本申請に対する規制委員会としての結論を示した。

本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

本審査書で用いる条番号は、断りのない限り設置許可基準規則のものである。

Ⅱ 変更の内容

申請者は、以下のとおり変更するとしている。

イ、燃料取扱時における運用面の安全性向上を図るため、使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止並びに未臨界維持に係る燃料の初期濃縮度、燃焼度及び使用済燃料ピット用中性子吸収体の有無の条件による貯蔵領域の設定の廃止を行うことから、1号及び2号の使用済燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備を一部変更する。

Ⅲ 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）は、発電用原子炉設置者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力があることを、同項第3号は、発電用原子炉設置者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があることを要求している。

このうち、本章においては、本申請の変更に係る発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力についての審査結果を記載する。なお、本申請に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力についての審査結果は、IVで記載する。

規制委員会は、本申請に係る技術的能力を技術的能力指針に沿って審査した。具体的には、本申請が工事を伴わない原子炉の設計及び運転の業務に関するものであることにかんがみ、技術的能力指針の項目を以下の項目に整理して審査を行った。

1. 組織
2. 技術者の確保
3. 経験
4. 品質保証活動体制
5. 技術者に対する教育・訓練
6. 発電用原子炉主任技術者等の選任・配置

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、技術的能力指針に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 組織

技術的能力指針は、原子炉施設の設計及び工事並びに運転及び保守を実施するために、役割分担が明確化された組織を構築すること又は構築する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 設計及び工事並びに運転及び保守の業務は、高浜発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で定めた業務所掌に基づき実施する。

- (2) 設計の業務は、原子力事業本部の原子力発電部門及び原子力安全・技術部門（以下「原子力関連部門」という。）において実施する。
- (3) 運転の業務は本発電所の担当課において、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制整備の業務は安全・防災室において実施する。
- (4) 保安規定等の法令上の手続きについては、本店の原子力発電安全委員会において審議し、手順書の整備など本発電所の保安運営に関する具体的な重要事項については、本発電所の原子力発電安全運営委員会において審議する。

規制委員会は、設計及び運転の業務を実施する原子力関連部門及び本発電所の担当課並びに原子力発電安全委員会及び原子力発電安全運営委員会については、本店と本発電所の役割分担を明確化するとしており、申請者の組織の構築については適切なものであることを確認した。

2. 技術者の確保

技術的能力指針は、設計及び工事並びに運転及び保守を行うための専門知識、技術及び技能を有する技術者を確保すること又は確保する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 原子力関連部門及び本発電所においては、設計及び運転に必要な技術者の人数を確保するとともに、原子炉主任技術者、放射線取扱主任者、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者等の資格を有する技術者を確保する。
- (2) 設計に必要な技術者は、業務の各工程において必要な人数を配置する。また、運転に必要な技術者及び有資格者である技術者についても、業務を実施するために必要な人数を配置する。
- (3) さらに、必要な技術者については、採用、教育及び訓練を行うことにより、今後とも継続的に確保する方針とする。

規制委員会は、原子力関連部門及び本発電所における、設計及び運転に必要な技術者及び有資格者である技術者を確保していること、及び、今後とも計画的かつ継続的に採用、教育及び訓練を実施するとしていることなど、申請者における技術者の確保については適切なものであることを確認した。

3. 経歴

技術的能力指針は、設計及び工事並びに運転及び保守に必要な経験として、本申請と同等又は類似の施設の経験を有していること又は経験を蓄積する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 本発電所 4 基、美浜発電所 3 基及び大飯発電所 4 基の建設及び改造を通じた設計の経験に加えて、約 50 年にわたる運転の経験を有する。
- (2) また、アクシデントマネジメント対策である代替再循環、代替補機冷却、格納容器内自然対流冷却及び格納容器内注水を可能とするための設備改造を実施した経験を有していることに加えて、経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安全対策である空冷式非常用発電装置、電源車、消防ポンプ等の配備を通じた設計及び工事並びに運転及び保守の経験を有する。
- (3) さらに、国内外の関連施設への技術者の派遣及びトラブル対応に関する経験・知識を積み上げることにより、設計及び運転の経験を有しており、今後とも継続的に経験を蓄積する方針とする。

規制委員会は、緊急安全対策も含めたこれまでの設計及び運転の経験に加えて、国内外の関連施設への技術者派遣実績並びにトラブル対応情報の経験及び知識があること、また、今後ともこれらを適切に継続する方針であることなど、申請者の設計及び運転の経験並びに経験を蓄積する方針については適切なものであることを確認した。

4. 品質保証活動体制

技術的能力指針は、設計及び工事並びに運転及び保守を遂行するために必要な品質保証活動を行う体制を構築すること又は構築する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 社内の体制
 - ① 品質保証活動の実施に当たっては、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上することを目的として、安全文化を醸成するための活動並びに関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動を含めた品質マネジメントシステムを構築するため「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に基づいて品質マニュアルを定める。
 - ② 本店各部門及び本発電所並びに監査部門である本店の経営監査室においては、品質マニュアルに基づき、手順及び記録に関する文書体系を定める。

- ③ 社長は、品質方針を設定し、原子力安全の重要性を組織内に周知する。また、実施部門の管理責任者である原子力事業本部長の下、本店各室長、各部門統括及び発電所長は、同方針に基づき各部門における品質保証活動に関する計画を策定、実施、評価及び改善する。
 - ④ 監査部門の管理責任者である経営監査室長は、実施部門とは独立した立場で監査を実施する。
 - ⑤ 社長は、管理責任者から品質保証活動に関する報告を受け、マネジメントレビューを行い、品質方針の見直し、品質保証活動の改善を指示する。
 - ⑥ さらに、品質マネジメントシステムの有効性を維持あるいは向上させるために、実施部門に共通する活動については本店の品質保証会議において審議し、一方、本発電所において実施する活動は原子力発電安全委員会において審議し、それぞれの審議結果を業務へ反映する。
- (2) 設計及び工事並びに運転及び保守に関する品質保証活動
- ① 設計は、各業務を主管する組織の長が、品質マニュアルに従い、その重要度に応じて実施する。解析業務を含めて調達する場合には、供給者に対して要求事項を明確にするとともに、重要度に応じて管理を行い、検査等により調達する役務等が要求事項を満足していることを確認する。
 - ② 運転は、各業務を主管する組織の長が、品質マニュアルに従って、個々の業務を計画し、実施する。調達する場合には、設計と同様に管理、確認する。
 - ③ 設計及び運転において不適合が発生した場合、各業務を主管する組織の長は、不適合を除去し、原因を特定した上で是正処置を実施する。調達においては、これらを供給者に行わせ、各業務を主管する組織の長が確認する。

規制委員会は、設計及び運転の業務における品質保証活動については、品質マニュアルを定めた上で、その品質マニュアル等の下で調達管理を含めた品質保証活動に関する計画、実施、評価、改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築していることなど、申請者の品質保証活動体制の構築については適切なものであることを確認した。

5. 技術者に対する教育・訓練

技術的能力指針は、技術者に対して、専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 新たに配属された技術者に対しては、原子力発電の基礎知識の習得を図るため、現場教育及び訓練を実施する。
- (2) 設計及び運転に従事する技術者に対しては、専門知識・技能の習得を図るため、原子力研修センターに加え、株式会社原子力発電訓練センター等の国内の原子力関係機関において能力に応じた机上教育及び実技訓練を実施する。
- (3) 教育・訓練は、専門知識・技能の習得状況に応じて対象者、内容及び時間等に関する実施計画を策定し実施する。
- (4) 重大事故等に対応する技術者、事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じて必要な教育及び訓練を実施する。

規制委員会は、技術者に対しては専門知識及び技術・技能を維持・向上させるため、教育・訓練基準を策定した上で必要な教育・訓練を実施すること、更に事務系職員及び協力会社社員に対しても、重大事故等の役割に応じて、教育・訓練を実施することなど、申請者の技術者等に対する教育・訓練の方針は適切なものであることを確認した。

6. 発電用原子炉主任技術者等の選任・配置

技術的能力指針は、発電用原子炉主任技術者及び運転責任者をその職務が適切に遂行できるよう配置していること又は配置する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者の免状を有し、実務経験を有する者から、原子炉ごとに選任する。
- (2) 発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行うこととし、発電用原子炉施設の運転に関して必要な指示ができるよう、職務の独立性を確保するために本店の保安に関する管理職を配置する。
- (3) 発電用原子炉主任技術者の代行者は、発電用原子炉主任技術者の要件を有する管理職の職位の者から選任する。
- (4) 運転責任者は、規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任し、当直の責任者である当直課長の職位として配置する。

規制委員会は、発電用原子炉主任技術者については、必要な要件を踏まえた上で選任し、独立性を確保した職位として配置すること、運転責任者については、基準に適合した者の中から選任し、当直課長の職位として配置することなど、申

請者の有資格者等の選任及び配置の方針については適切なものであることを確認した。

IV 設計基準対象施設並びに重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力

本章においては、変更申請がなされた内容について、重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力に関して審査した結果を記載する。

申請者は、1号及び2号の重大事故等対処設備である使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備のうち使用済燃料ピット用中性子吸収体を廃止するとしている。

このため、規制委員会は、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備及び手順等（第54条及び重大事故等防止技術的能力基準1.11項関係）について審査を行った。

なお、規制委員会は、関連する以下の項目について、令和4年6月1日付け原規規発第2206018号をもって許可した本発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（以下「既許可申請」という。）の内容から変更がないことを確認した。

- ・ 設計基準対象施設のうち燃料体等の貯蔵施設（第16条）
- ・ 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）
- ・ 重大事故等対処設備（第43条関係）

規制委員会は、本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準に適合するものと判断した。

上記についての基準適合性の判断は以下のとおり。

1. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備及び手順等（第54条及び重大事故等防止技術的能力基準1.11項関係）

第54条及び重大事故等防止技術的能力基準1.11項（以下「第54条等」という。）は、発電用原子炉設置者に対し、使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮断し、及び臨界を防止するため、又は当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等を整備すること等を要求している。このうち、手順等については、保安規定等において規定する方針であることを要求している。

規制委員会は、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のために申請者が計画する設備及び手順等が、①第54条等における要求事項に対応し、適切に整備される方針であるか、②有効性評価（第37条）において位置付けた重大事故等対処設備及び手順等を含み、適切に整備される方針であるかを審査した。さらに、申請者が、自主的な対応により重大事故等への対処をより確実に実施する方針であるかを確認した。

(1) 規制要求に対する設備及び手順等

① 規制要求

第54条等の第1項は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失（以下「想定事故1」という。）し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因（以下「想定事故2」という。）により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等を整備することを要求している。

また、第54条等の第2項は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等を整備することを要求している。

第54条等における「想定事故1」又は「想定事故2」に対する「貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等」とは、以下に掲げる設備及び手順等又はこれらと同等以上の効果を有する設備及び手順等としている。

イ) 可搬型代替注水設備（注水ライン、ポンプ等）及びその手順等。

大量の水の漏えいその他の要因による水位の異常な低下に対する「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等」とは、以下に掲げる設備及び手順等又はこれらと同等以上の効果を有する設備及び手順等としている。

ロ) 可搬型スプレー設備（スプレーヘッド、スプレーライン、ポンプ等）及びその手順等。

ハ) 燃料損傷時に、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するための設備及びその手順等。

さらに、使用済燃料貯蔵槽の監視のための以下の設備及び手順等を整備するとしている。

- ニ) 使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び上部の空間線量率を計測するための設備及びその手順等。
- ホ) 使用済燃料貯蔵槽の状態をカメラにより監視するための設備及びその手順等。

また、上記イ)、ロ) 及びニ) については、以下の措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うこととしている。

- へ) 上記イ) の代替注水設備は、設計基準対象施設の冷却設備及び注水設備が機能喪失し、又は小規模な漏えいがあった場合でも、使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できるものであること。
- ト) 上記ロ) のスプレイ設備は、代替注水設備によって使用済燃料貯蔵槽の水位が維持できない場合でも、燃料損傷を緩和できるものであること。
- チ) 上記ニ) の計測設備は、燃料貯蔵設備に係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能であること。
- リ) 上記ニ) の計測設備は、交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とすること。

② 設備及び手順等

a. 対策と設備

申請者は、第54条等に基づく要求事項に対応するための対策と設備について、既許可申請の対策は変更せず、重大事故等対処設備のうち、使用済燃料ピット用中性子吸収体を廃止するとしている。

規制委員会は、上記の変更後の対策が第54条等要求事項ロ) 及びハ) に対応するものであることを確認した。

b. 重大事故等対処設備の設計方針

申請者は、重大事故等対処設備について、既許可申請の設計方針では、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、燃料損傷の進行を緩和し、臨界を防止するようラック形状、燃料配置及び使用済燃料ピット用中性子吸収体配置を配慮する設計方針としていたが、本申請により、使用済燃料ピット用中性子吸収体を配置せずに臨界を防止する設計に変更することとしている。

上記の設計方針から、規制委員会は、重大事故等対処設備の設計方針について、第54条等の要求事項へ) からり) に対応するものであること、また、第43条に従って適切に整備される方針であることを確認した。

なお、規制委員会は、申請者が、大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合に、使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止と貯蔵領域の設定の廃止を行っても臨界を防止できるか否かを評価する際の解析条件を、以下のとおり設定することを確認した。

ア. 既許可申請の手順で示した設備の設計値等の現実的な条件を基本とすること。

イ. 臨界を防止できると判断する実効増倍率の基準に対して余裕が小さくなるようにすること。

また、解析条件の不確かさ影響を考慮する必要がある場合には、影響評価において感度解析を行うことを確認した。

c. 手順等の方針

申請者は、①の対策により既許可申請の手順等に変更はないこととしている。

また、規制委員会は、これらの手順等について、重大事故等防止技術的能力基準1.0項(手順等に関する共通的な要求事項)等を満たす手順等を整備する既許可申請の方針に変更はないことを確認した。

③ 第37条等の規制要求に対する設備及び手順等

規制委員会は、申請者が、既許可申請の有効性評価(第37条)において、必要な対策として整備するとした使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための重大事故等対処設備及び手順等として位置付けた設備及び手順等については変更がなく、また、これらに関する重大事故等対処設備の設計方針及び手順等の方針についても、第43条等に従って整備する方針から変更がないとしていることを確認した。

(2) 自主的対策における設備及び手順等

規制委員会は、申請者が、使用済燃料ピットへの代替注水、状態監視及び漏えい緩和のための多様性拡張設備及び手順等について既許可申請から変更はないとしていることを確認した。

V 審査結果

申請者が提出した本申請を審査した結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）、第3号及び第4号に適合しているものと認められる。

【別紙 2】

(案)

番 号
年 月 日

原子力委員会 宛て

原子力規制委員会
(公印省略)

関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取

上記の件について、2019年6月14日付け関原発第104号（2022年5月13日付け関原発第82号、2022年6月9日付け関原発第125号及び2022年8月10日付け関原発第333号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合

2019年6月14日付け関原発第104号（2022年5月13日付け関原発第82号、2022年6月9日付け関原発第125号及び2022年8月10日付け関原発第333号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、1号及び2号発電用原子炉施設については平成28年4月20日付けで許可を受けた方針を適用することに変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

【別紙 3】

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

原子力規制委員会
(公印省略)

関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取

上記の件について、2019年6月14日付け関原発第104号（2022年5月13日付け関原発第82号、2022年6月9日付け関原発第125号及び2022年8月10日付け関原発第333号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第71条第1項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

(別紙)

関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合

2019年6月14日付け関原発第104号（2022年5月13日付け関原発第82号、2022年6月9日付け関原発第125号及び2022年8月10日付け関原発第333号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、1号及び2号発電用原子炉施設については平成28年4月20日付けで許可を受けた方針を適用することに変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）
本変更については、工事を伴わず、追加の資金の調達は発生しないと判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。
3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）
添付のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。
4. 法第43条の3の6第1項第3号
添付のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。
5. 法第43条の3の6第1項第4号
添付のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。
6. 法第43条の3の6第1項第5号
本件申請については、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、法第43条の3の5第2項第11号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

高浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設の
使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等
に関する審査概要

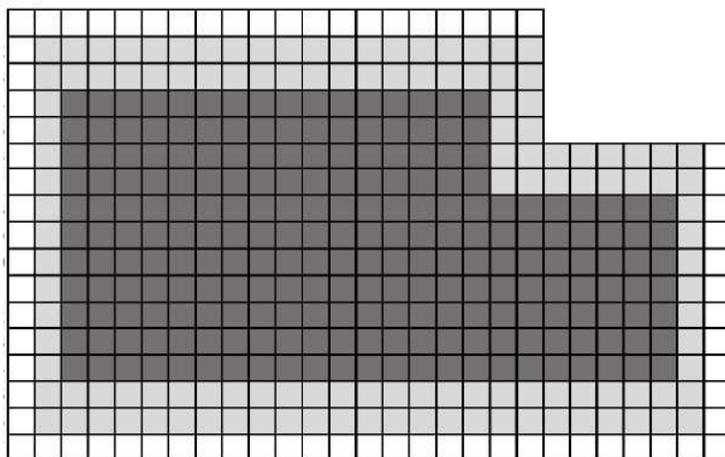
令和4年9月21日
原子力規制庁

1. 申請の概要

- 高浜発電所 1 号及び 2 号発電用原子炉施設では、設置許可基準規則第 5 4 条第 2 項の規定（使用済燃料貯蔵槽（SFP）の水位が異常に低下した場合に燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない）を満たすため、現在の設置変更許可に基づき以下の措置を講じることとしている。
 - 著しい損傷の進行を緩和するための措置：
 - ・代替注水設備　・スプレー設備　・放水砲設備
 - 臨界を防止するための設備：
 - ・ラック形状の配慮　・中性子吸収体の設置　・燃料体の配置制限
- 中性子吸収体の設置及び燃料体の配置制限により、燃料入替の工数の増加に伴い作業員の被ばく量が増加するおそれがあることから、本申請では、設置許可基準規則第 5 4 条第 2 項の規定を満たす設計方針を担保しつつ、作業員の被ばく低減等の運用管理面の安全性向上を図るため、これらの措置を廃止することとしている。

【1号炉】

図 燃料貯蔵領域図



	55GWd/t 燃料 (初期濃縮度約 4.6wt%)		48GWd/t 燃料 (初期濃縮度約 4.0wt%)	
	使用済燃料ピット用 中性子吸収体なし	使用済燃料ピット用 中性子吸収体あり	使用済燃料ピット用 中性子吸収体なし	使用済燃料ピット用 中性子吸収体あり
□領域 A	燃焼度 0GWd/t 以上	燃焼度 0GWd/t 以上	燃焼度 0GWd/t 以上	燃焼度 0GWd/t 以上
□領域 B	燃焼度 20GWd/t 以上	燃焼度 0GWd/t 以上	燃焼度 15GWd/t 以上	燃焼度 0GWd/t 以上
■領域 C	燃焼度 50GWd/t 以上	燃焼度 15GWd/t 以上	燃焼度 45GWd/t 以上	燃焼度 10GWd/t 以上

2. 審査の経緯

令和元年	
6月14日	申請
7月9日	①第742回会合
12月17日	②第816回会合
令和2年	
6月2日	③第864回会合
10月5日	④第903回会合
11月26日	⑤第923回会合
12月15日	⑥第930回会合
令和3年	
4月15日	⑦第966回会合
11月16日	⑧第1014回会合
令和4年	
2月7日	⑨第1029回会合
4月7日	⑩第1038回会合
5月13日	補正申請
6月9日	補正申請
7月14日	⑪第1060回会合
8月10日	補正申請

令和元年6月14日 申請

※ 本件は平成30年2月5日に他3件（「高浜1～4号炉地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能評価」等）と同時に申請されたが、「高浜1～4号炉地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能評価」が経過措置期限を迎えることを踏まえ、臨界安全の評価条件等について審査の継続が必要であった本件を分割し、単独で申請された。

審査会合11回、補正申請3回

【審査の観点】

- 本申請による変更後も、設置許可基準規則第54条第2項の規制要求である、SFPの水位が異常に低下した場合の臨界防止が担保されることについて審査を実施。
- 具体的には、SFPの水位低下時に注水・放水等を行った場合においても臨界状態にならないことを、設備に即した条件を基本として解析した結果を基に確認した。

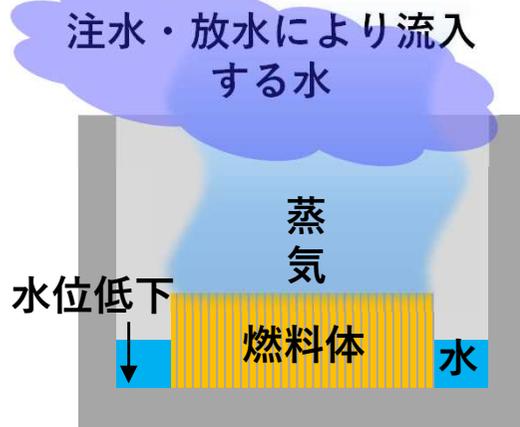
3-1. 評価条件（水分条件の見直し）

臨界安全評価の条件を、現在の設置変更許可における評価条件から、設備に即した条件に見直した。

水位異常低下時の事象進展

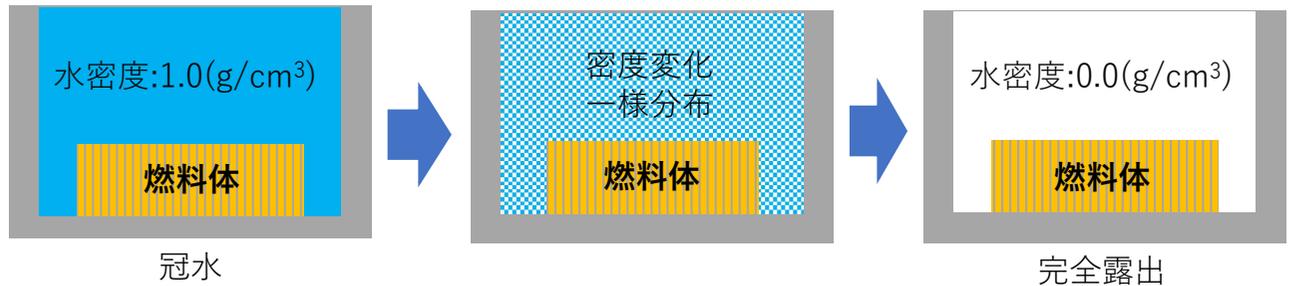
- ・ 水位の異常低下時には、現在の設置変更許可の設備を使用して、SFPへ注水・放水を実施。
- ・ SFP内は**液相**（ピット水）と**気相**（流入水と蒸気による水滴を含む）に分かれ、事象の進展により**水位が上下**する。

【現実的な状態】



○ 現在の設置変更許可における評価

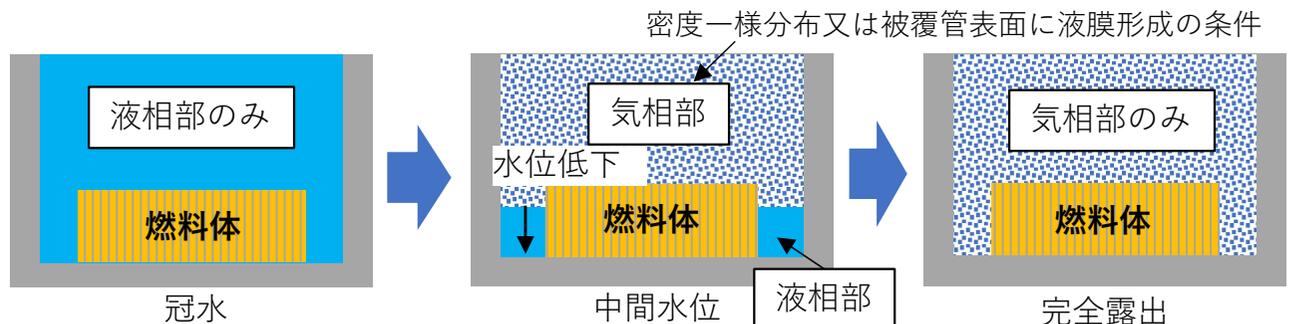
液相と気相を区別せず（水位を考慮せず）、SFP内の燃料体が冠水した状態から完全露出した状態までの変化を、**SFP内に一様に分布した水の密度変化**（水密度： $1.0 \sim 0.0 \text{g/cm}^3$ ）とした評価を実施。



見直し

○ 本申請における設備に即した条件の評価

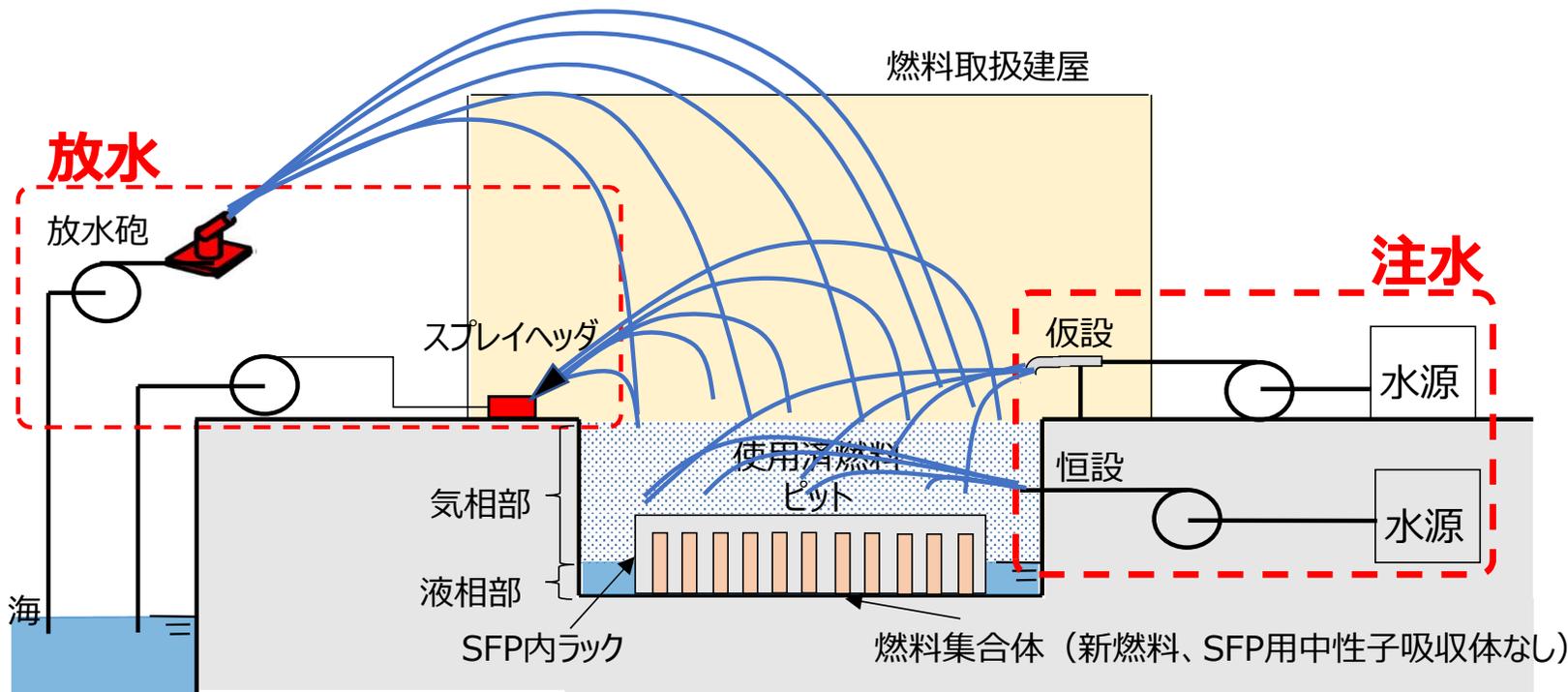
- ・ 現実的な状態を考慮して**液相と気相を区別**し、**水位の変化**を考慮する。
- ・ 気相中の水の存在状態：**密度一様分布**又は流入水が燃料体の被覆管表面の全周に**液膜を形成**する場合のうち、厳しい評価結果（実効増倍率）を与える条件とする。
- ・ 気相中の水量：**現在の設置変更許可における設備・手順で注水・放水を行った場合の現実的な流量**を反映した条件を「**基本ケース**」とし、ポンプの作動台数や風による流入条件の変化等の**不確かさの影響**を「**感度解析**」で確認する。



（水密度 1.0g/cm^3 の純水）

3-2. 評価条件（気相中の水量とその不確かさ）

「基本ケース」を現在の設置変更許可の手順に基づく現実的な流量を反映した条件とし、当該条件のうち評価結果に不確かさを与える条件の影響度を「感度解析」（ケース①～④）で確認した。



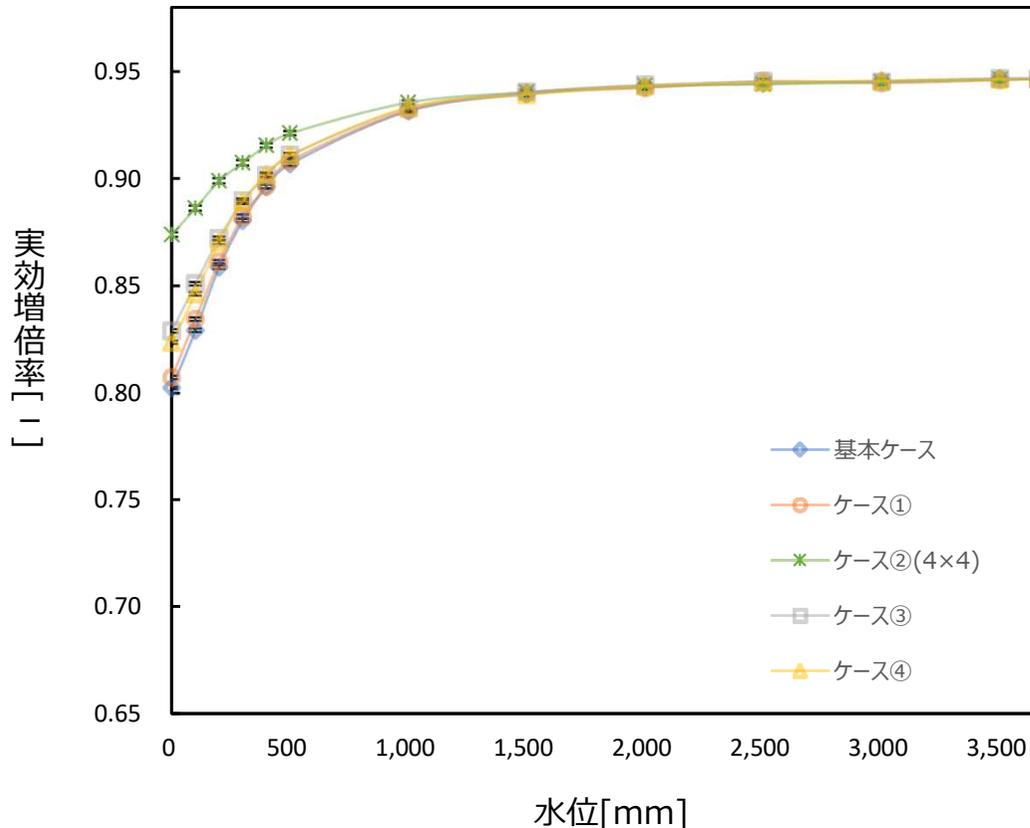
評価条件		基本ケース (既許可手順の注水・放水設備設計等による現実的な流量)	ケース① (既許可手順の注水・放水設備ポンプ全台を作動した流量)	ケース② (外的要因により、現実的な流量が一部のSFPラックに集中)	ケース③ (外的要因により、現実的な流量が燃料体に最も流入する投影面積)	ケース④ (燃料体外気相部水密度を実験により確認された95%確率下限液滴径に相当する密度)	
燃料条件		新燃料のみ	←	←	←	←	
水分条件	流量	1手順あたりポンプ1台起動	1手順あたりポンプ全数起動	1手順あたりポンプ1台起動	←	←	
	SFPへの流入範囲	SFP全面	← …9%強増加	一部ラックに集中	SFP全面	←	
	燃料集合体内への流入割合	ラックと燃料体の断面積比	←	…4×4で16/424ラック	ラックの3次元開口形状最大投影面積比	ラックと燃料体の断面積比	
	気相部水密度 (放水の液滴径等)	流入範囲内	燃料集合体内	飽和蒸気密度	←	← …流入量2倍	←
		燃料集合体外	体積分率50%出現の液滴径を用いた水密度	←	←	←	体積分率95%確率下限の液滴径を用いた水密度
	流入範囲外	-	-	飽和蒸気密度	-	…水密度3.3倍	

4. 評価結果（S F P 水位低下時の臨界防止）

【評価条件】

基本ケース

- 現在の設置変更許可手順に基づく現実的な流量条件でS F P 全面に注水・放水



出典：第1060回原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合
(令和4年7月14日) 資料1-3 図3-1-1 から一部変更

【評価結果】

- 低水位において、感度解析ケース②が最も高い実効増倍率となったが、燃料体が冠水している場合の実効増倍率を下回った。
- 基本ケースは全領域において臨界防止の判断基準(0.98)以下であることを確認した。**

不確かさ（感度解析ケース）

ケース①：流量

現在の設置変更許可手順に基づく注水・放水設備を全て作動した場合の流量

(基本ケースより9%強増加)

ケース②：S F P への流入範囲

外的要因により、流量が一部のS F P ラックに集中

(424ラック全面 → 16ラックに集中)

ケース③：燃料集合体への流入投影面積

外的要因により、燃料体への流入流量が最大となる投影面積

(流入量は基本ケースの2倍)

ケース④：気相中の水密度

実験で確認された95%確率下限液滴径に相当する水密度

(水密度は基本ケースの3.3倍強)

5. 審査結果

要求事項 (設置許可基準規則第54条第2項)

発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。

確認結果

SFP内の中性子吸収体の設置及び燃料体等の配置制限を廃止した場合においても、既許可の注水設備と手順に即した条件では、水位によらず臨界を防止できることを確認した。

このことにより、本申請は設置許可基準規則第54条第2項の要求事項を満たすものと判断した。

【参考2】

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）（抜粋）

（設置の許可）

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 使用の目的
- 三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数
- 四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
- 五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備
- 六 発電用原子炉施設の工事計画
- 七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
- 八 使用済燃料の処分の方法
- 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事

項

十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

（許可の基準）

第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。
- 三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号において同じ。）の発生及び拡

大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

五 前条第二項第十一号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

(変更の許可及び届出等)

第四十三条の三の八 第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者(以下「発電用原子炉設置者」という。)は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十一号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制

委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。

2 第四十三条の三の六の規定は、前項本文の許可に準用する。

(許可等についての意見等)

第七十一条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項若しくは第四十三条の三の二十五第一項の規定による許可をし、又は第三十一条第一項若しくは第四十三条の三の十八第一項の規定による認可をする場合(以下この項において「許可等をする場合」という。)においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣の意見を聴かなければならない。

一 発電用原子炉に係る許可等をする場合 経済産業大

臣(試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び経済産業大臣)

二 船舶に設置する原子炉に係る許可等をする場合 国土交通大臣(試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣)

三 試験研究の用に供する原子炉に係る許可等をする場
合（前二号に該当するものを除く。） 文部科学大臣